

東京都計画第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）

都市計画東五反田二丁目第3地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		東五反田二丁目第3地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約1.6ha				
公共施設の配置 及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線道路	地区幹線道路4号	幅員 6.0m (12.0m)、延長 約185m		拡幅 ( )は区域外を含む全幅員。
	公園及び緑地	公園	公園	面積 約1,500㎡		新設
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積 〔容積対象面積〕	主要用途	高さの制限	備 考
	1	約4,400㎡	約70,000㎡ 〔約59,800㎡〕	事務所、店舗	高層部A：115m 低層部A：10m 低層部B：20m	建築物の高さの制限は、平均地 盤面からの高さとする。
	2	約2,100㎡	約41,000㎡ 〔約28,900㎡〕	住宅	高層部B：151m 低層部B：20m	
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画			
	1	約9,200㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路および目黒川に面する部分に歩行者空間を設け、歩行者の安全性・快適性を確保する。</li> <li>・敷地内を貫通する歩行者通路を整備し、歩行者の回遊性の向上を図る。</li> <li>・目黒川沿いにまとまった公園や広場を整備し、市街地環境の向上を図る。</li> <li>・植栽等による緑豊かな街並みの形成を図る。</li> </ul>			
	2	約4,500㎡				
住宅建設の目標		戸数	面 積	備 考		
		約390戸	約25,700㎡	面積は、住戸専有面積。		
備考		地区計画内にあり。				

「施行区域、公共施設および街区の配置、建築物の高さの限度は計画図表示の通り。」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、多様な機能が高度に集積した安全で快適な複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画

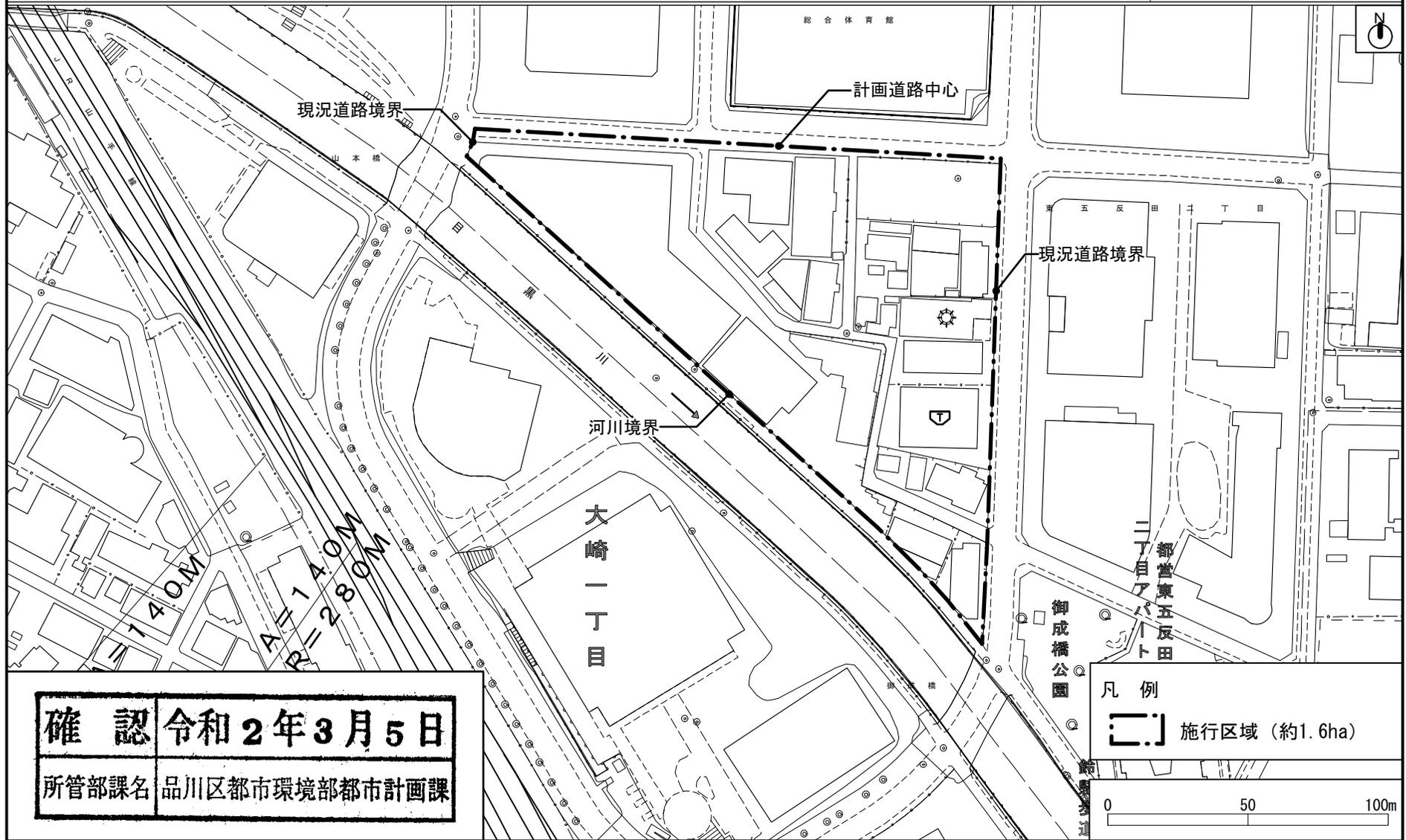
東五反田二丁目第3地区第一種市街地再開発事業

計画図1

施行区域図

[品川区決定]

縮尺：1/2000



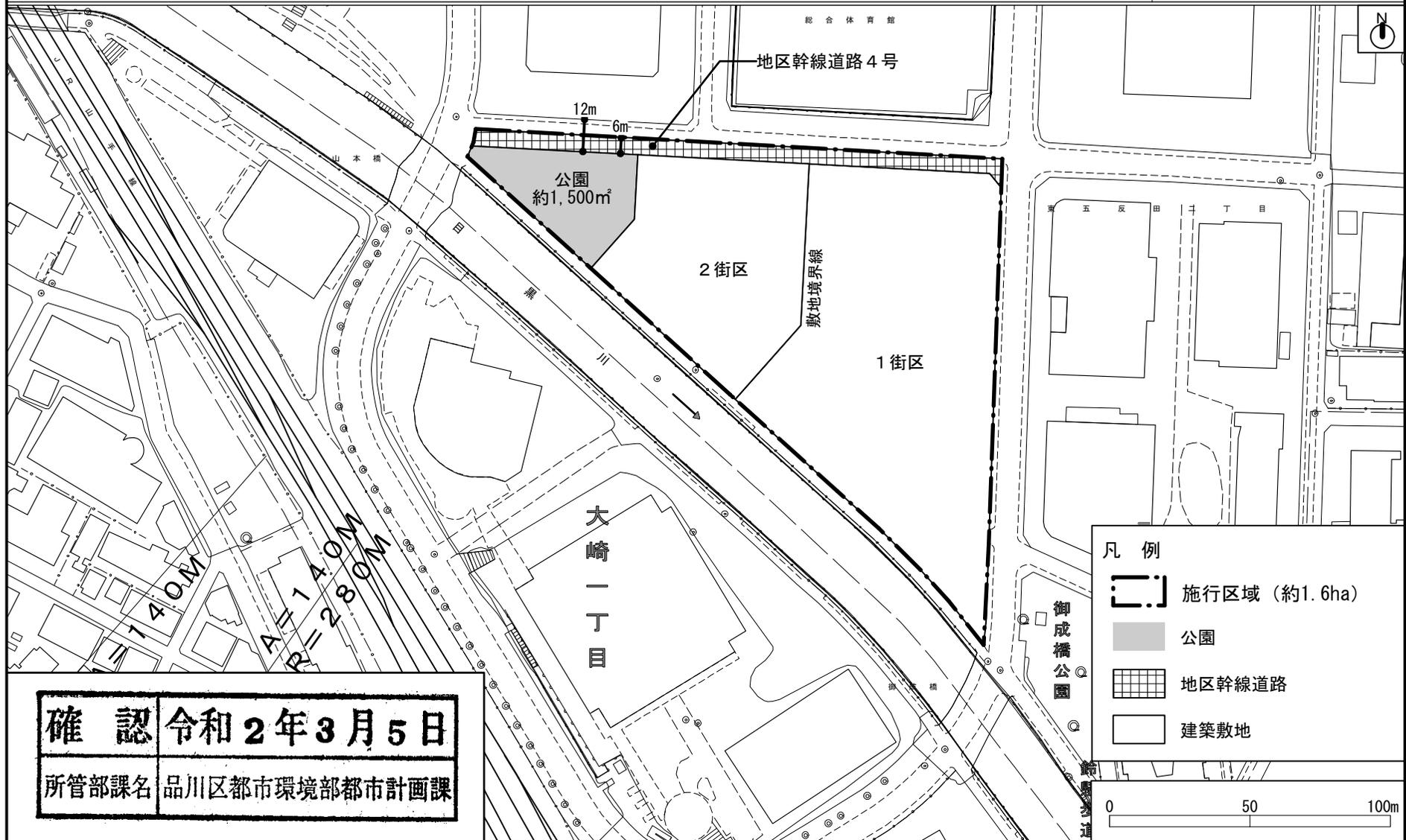
確認 令和2年3月5日

所管部課名 品川区都市環境部都市計画課

凡例  
[ ] 施行区域 (約1.6ha)

0 50 100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)31都市基交著第18号。  
都市計画道路の計画線は、東京都縮尺2,500分の1道路網図を使用したものである。(承認番号)31都市基盤街都第84号、令和元年7月9日。無断複製を禁ずる。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)31都市基交著第18号。  
 都市計画道路の計画線は、東京都縮尺2,500分の1道路網図を使用したものである。(承認番号)31都市基盤街都第84号、令和元年7月9日。無断複製を禁ずる。

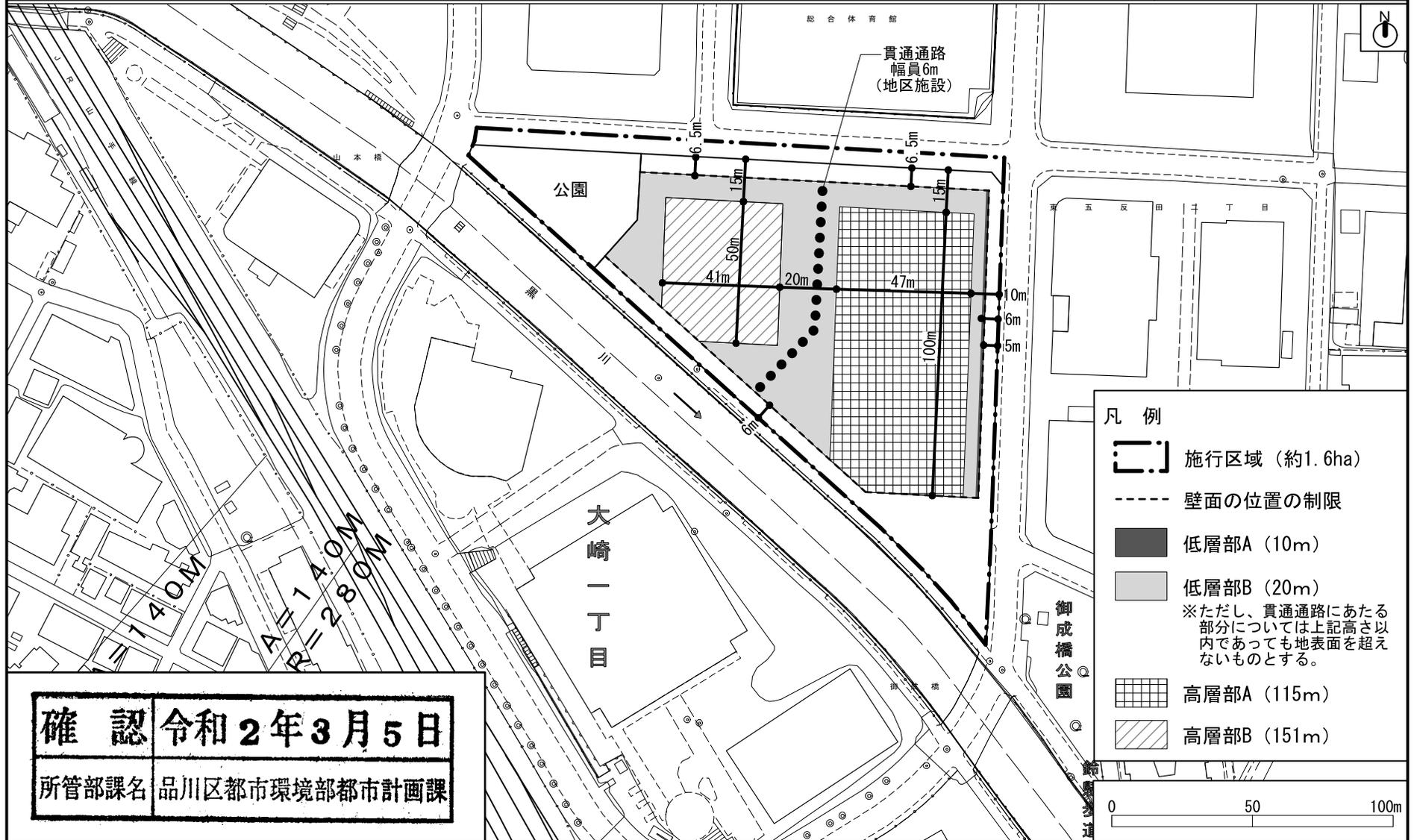
東京都市計画  
東五反田二丁目第3地区第一種市街地再開発事業

計画図3

建築物の高さの限度及び  
壁面の位置の制限図

[品川区決定]

縮尺：1/2000



確認 令和2年3月5日

所管部課名 品川区都市環境部都市計画課

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)31都市基交著第18号。  
都市計画道路の計画線は、東京都縮尺2,500分の1道路網図を使用したものである。(承認番号)31都市基盤街都第84号、令和元年7月9日。無断複製を禁ずる。